

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 4 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第51号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和53年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(有料老人ホーム設置の届出等)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 法第29条第2項の規定による届出は、<u>有料老人ホーム事業変更（休止、廃止）届</u>（様式第41号）により行わなければならない。</p> <p>様式第41号（第23条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>有料老人ホーム事業変更（休止、廃止）届</u></p> <p>有料老人ホーム事業について、次のとおり変更（<u>休止、廃止</u>）したので、老人福祉法第29条第2項の規定により届け出ます。</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>変更（<u>休止、廃止</u>）年月日</td><td>[略]</td></tr><tr><td>変更（<u>休止、廃止</u>）の理由</td><td></td></tr><tr><td>変更（<u>休止、廃止</u>）後の措置</td><td></td></tr></table> <p>注1 条例、定款その他の基本約款を変更したときは、変更後の条例、定款その他の基本約款を添付してください。</p> <p>2 <u>設置主体が市町村のときは、施設の廃止に係る条例を添付してください。</u></p> <p>[略]</p>	[略]		変更（ <u>休止、廃止</u> ）年月日	[略]	変更（ <u>休止、廃止</u> ）の理由		変更（ <u>休止、廃止</u> ）後の措置		<p>(有料老人ホーム設置等の届出)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 法第29条第2項の規定による届出は、<u>有料老人ホーム事業変更届</u>（様式第41号）により行わなければならない。</p> <p>3 <u>法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム事業廃止（休止）届（様式第42号）により行わなければならない。</u></p> <p>様式第41号（第23条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>有料老人ホーム事業変更届</u></p> <p>有料老人ホーム事業について、次のとおり変更したので、老人福祉法第29条第2項の規定により届け出ます。</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>変 更 年 月 日</td><td>[略]</td></tr><tr><td>変 更 の 理 由</td><td></td></tr><tr><td>変 更 後 の 措 置</td><td></td></tr></table> <p>注 条例、定款その他の基本約款を変更したときは、変更後の条例、定款その他の基本約款を添付してください。</p> <p>[略]</p>	[略]		変 更 年 月 日	[略]	変 更 の 理 由		変 更 後 の 措 置	
[略]																	
変更（ <u>休止、廃止</u> ）年月日	[略]																
変更（ <u>休止、廃止</u> ）の理由																	
変更（ <u>休止、廃止</u> ）後の措置																	
[略]																	
変 更 年 月 日	[略]																
変 更 の 理 由																	
変 更 後 の 措 置																	

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第41号の次に次の1様式を加える。

様式第42号（第23条関係）

年 月 日

振興局長 様

住 所

氏 名

㊞

（法人にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称  
並びに代表者の氏名）

有料老人ホーム事業廃止（休止）届

有料老人ホーム事業について、次のとおり廃止（休止）したいので、老人福祉法第 29 条第 3 項の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
廃 止（休 止）年 月 日	年 月 日
廃 止（休 止）の 理 由	
廃 止（休 止）後 の 措 置	

注 設置主体が市町村のときは、施設の廃止に係る条例を添付してください。

(A4)

附 則

- 1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の老人福祉法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届について適用し、同日前に提出した届については、なお従前の例による。